

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 二国間条約</p> <p>1－1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約 又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記3－1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記3－2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記3－3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記3－4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記3－5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記3－6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記3－7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記3－8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記3－9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記3-10）、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主义共和国との間の協定（後記3－11）、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（後記3－12）、<u>経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（後記3－13）</u>及び<u>経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（後記3－14）</u>を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。な</p>	<p>第1章 二国間条約</p> <p>1－1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約 又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記3－1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記3－2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記3－3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記3－4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記3－5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記3－6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記3－7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記3－8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記3－9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記3-10）、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主义共和国との間の協定（後記3－11）、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（後記3－12）<u>及び経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（後記3－13）</u>を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。な</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>りであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次によ る。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令 どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>お、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり 取り扱って差し支えない。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第3章 自由貿易協定</p> <p>3-1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共 和国との間の協定（平成14年条約第16号）、新たな時代における経済 上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する 議定書（平成19年条約第9号）</p> <p><u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 同協定に基づくシンガポールの原産品に対する税率、原産地認定基 準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規 定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出 等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品である ことの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫 定措置法第12条の2に規定がある</u>ので、その実施に当たっては、これ らの規定どおり取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキ</p>	<p>第3章 自由貿易協定</p> <p>3-1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共 和国との間の協定（平成14年条約第16号）、新たな時代における経済 上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する 議定書（平成19年条約第9号）</p> <p>(1) <u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポールの原産品に 対する税率及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定につ いては、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産 地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、<u>関税法施行 令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、こ れらの規定どおり取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキ</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>シコ合衆国との間の協定を改正する議定書（平成24年条約第3号） <u>この協定の実施に際し、次のこと留意する。</u></p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う</u>（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>なお、同協定第10条に規定する統一規則（平成24年4月1日より有効のもの）の附属書2-B（Specifically Described Goods）に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2-Bに記載された記述（品名）がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていなければならないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2-Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2-Bに記載された記述（品名）が同協定に基づく原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>3-3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成18年条約第7号）</p>	<p>シコ合衆国との間の協定を改正する議定書（平成24年条約第3号） <u>この協定の実施に当たり、同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う</u>（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p> <p>なお、同協定第10条に規定する統一規則（平成24年4月1日より有効のもの）の附属書2-B（Specifically Described Goods）に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2-Bに記載された記述（品名）がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていなければならないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2-Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2-Bに記載された記述（品名）が同協定に基づく原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>3-3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成18年条約第7号）</p>
--	--

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p><u>この協定の実施に際し、次のこと留意する。</u></p> <p>同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定</u>については関税暫定措置法第12条の2に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p><u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定43条、第44条及び第45条《原産品であることの確認、関税上の特恵待遇の決定》の規定において定める同協定に基づく原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書《条約による特別規定》により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第4号《マレーシア協定原産地証明書》</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p>
<p>3-4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年条約第8号）</p> <p><u>この協定の実施に際し、次のこと留意する。</u></p> <p>同協定に基づくチリの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定</u>については関税暫定措置法第12条の2に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>3-4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年条約第8号）</p> <p><u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリの原産品に対する税率、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び第47条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p>
<p>3-5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成19年条約第19号）</p>	<p>3-5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成19年条約第19号）</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(表) (省略)</p> <p>3-6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3-7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定（平成20年条約第6号）</p>	<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(表) (同左)</p> <p>3-6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3-7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定（平成20年条約第6号）</p>
---	---

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に規定</u>があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>この協定の実施に当たり、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第42条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条第1項第2号に規定</u>があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3-8 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（平成20年条約第12号）</p>	<p>3-8 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（平成20年条約第12号）</p>
<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に規定</u>があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書4第6規則から第8規則までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条第1項第2号に規定</u>があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3-9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準</p>	<p>3-9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>(2) (省略)</p> <p>(表) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(表) (同左)</p>
<p>3-10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>	<p>3-10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>
<p>(1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>(1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書2第25条の規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>3-11 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（平成21年条約第8号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>	<p>3-11 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（平成21年条約第8号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

<p>同協定に基づくベトナムの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、<u>締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定</u>については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>同協定に基づくベトナムの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定<u>並びに同協定附属書3第6規則から第8規則までの規定</u>において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3-12 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）</p>	<p>3-12 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）</p>
<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定</u>については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定<u>並びに同協定附属書3第6節から第8節までの規定</u>において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、<u>関税法第3条ただし書</u>により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3-13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接</p>	<p>3-13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定<u>並びに同協定第66条の規定</u>において定める同協</p>

新旧対照表

別紙6

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

<p>適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>（2）（省略）</p> <p><u>3-14 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成26年条約第19号）</u></p> <p><u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u></p> <p><u>同協定に基づくオーストラリアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については<u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の2に</u>規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p>	<p>定に基づく原産地証明の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第2号</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>（2）（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	--